

○議長（中村 敦君） 質問順位 1 番、1 つ、白浜大浜海水浴場の健全かつ安全な運営のために、2 つ、広域ごみ処理施設整備基本計画について、3 つ、学校給食の無償化について、以上 3 件について。

12番 沢登英信君。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信でございます。議長に紹介していただいた順に従い、趣旨質問をさせていただきます。

皆さんのお手元に資料を 3 種類ほど提出させていただいております。観光客入り込み状況調査と、それから佐々木清和さんから御提供いただきました白浜海水浴場内違法行為の記録という、これと今治市食と農のまちづくり条例、この 3 部を提出させていただいておりますので、参考にしていただけたらと思います。

まず、白浜大浜海水浴場の健全かつ安全な運営のために、質問をいたします。

下田市は、豊かな自然と開国の歴史に恵まれたまちで、観光を今日、基幹産業として発展してまいっていると思います。

令和 2 年からこの 4 年にかけて、例の新型コロナにより、黒船祭も一部中止をせざるを得ないようなときもございましたが、今年は第 84 回の黒船祭を終わり、今日、あじさい祭を開催しているところでございますが、やがて下田市最大の観光イベントとも言えます夏の海水浴シーズンを迎えようとしているわけであります。

令和 3 年度、10 海水浴場の来遊客は 14 万 1,650 人、令和 4 年度は 24 万 1,600 人となりまして 9 万 9,950 人の増となっているわけですが、昭和 56 年には 146 万人の海水浴客が見えていることから考えますと、まさに 10 分の 1 の来遊客かというような事態となっているわけがあります。

にもかかわらず、下田市を代表します海水浴場となっております白浜大浜海水浴場の健全かつ安全な運営のために今必要なことは、下田市海水浴場に関する条例に違反して営業している業者の取締りをしていくということではないかと思うわけであります。

2022 年 8 月 7 日、指定暴力団稲川会八代目「大場一家」の田中総長ほか数人がパラソルを貸し出していた下田市夏期海岸対策協議会原田支部長の酒井厚志氏を脅かし、酒井氏の告訴により、威力業務妨害の疑いで逮捕され、警察は、県警は 9 月 2 日、暴力団事務所を家宅搜索しているという報道がされておりました。現在、静岡地裁沼津支部で公判中、いわゆる裁判中でございます。

松木市長は、リバイバルやドルフィンという、この不法営業業者、浜地内での営業をやめさせたいと公約をし、市長になられた方でございます。市長に大変期待をしているところでございます。まず、市長の所感をお伺いしたいと思います。

リバイバルやドルフィンという違法業者から大場一家の田中総長がみかじめ料を取っていたということがうかがわれるわけであります。下田市夏期海岸対策協議会の会長である下田市長は、違法営業をやめさせ、暴力団を白浜大浜海水浴場から追放するために、法的な措置、告訴等をしていくべきではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

下田市夏期海岸の暴力団等排除対策部会を令和5年5月2日施行で、部会則を夏期対でつくっております。下田警察署長を顧問に、下田副市長、飯田さんが副会長に充てられております。

会議規則第2の第2条(3)には、下田海水浴場に関する条例第6条に規定する禁止行為を繰り返し行う者等に関するものとされております。この内容はまさに、海水浴条例第7条、中止の指示では、第6条の禁止行為を行う者また行かせた者に対し、市長は、職員をしてその禁止行為の中止をなさしめるものとする、指示に従わないとき、またはその現場に居合わせず、前項の指示をすることができない場合は、市長は、職員をして当該物品を海水浴場から撤去させるものとする、こう規定がされているわけであります。

市長の決断の下、実行できる、この条例が実行できる体制をどうつくっていくかということが喫緊の課題でございます。市長の決断の下、実行できる体制をつくり、進めていただきたいと思います。市長及び副市長の所信をまずお伺いしたいと思います。

次に、原田区9組の令和4年度要望事項は次のとおり提示されております。1、警備会社BONDSへの業務委託の成果は何であったのか、2、海水浴場管理に必要な救助、救護、警備、啓蒙活動のできる、いわゆるプロの人材、市職員の育成が新たな制度としてつくっていくことが必要だと、こう指摘をしているわけであります。

さらに、原田区全域の住民の生活圏を保護する条例が必要ではないのか。海水浴条例では対応できないアルコールの禁止区域、花火、夜間の花火の禁止時間帯、あるいは入れ墨の露出禁止、海岸植物の再生。今日、海水浴に関する条例が形骸化しており、警備担当総括責任者不在の実態がこの白浜原田で生じていると指摘をしているわけであります。

これらの課題にどう応えようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、下田市夏期海岸対策協議会原田支部の活動と一般社団法人白浜OCEAN管理機構、いわゆるSOMAについて。

このSOMAとは、どんな目的で、誰が責任者で理事者なのか。地域組織であるべき原田区にSOMAが取って代わることができるのか、原田支部と言えるのかと思うわけであります。2人以上の理事があれば一般社団法人はつくれるわけであります。

不法営業と同じことをこのSOMAが行っているということでは、多くの業者、商売を浜地内で始め、中止をする根拠さえなくなってしまうのではないのでしょうか。

原田区の人々は、この浜地内の営業をやめさせるため、自ら浜地内から手を引き、その結果、違法業者のみが浜地内に残るといった結果となっているわけであります。

そして、区民の皆さんは何よりもこの違法業者の排除を求めているわけであります。この要望にどう応えていくかということが差し迫った課題ではないのでしょうか。

原田区長及び白浜観光協会は、団体としてSOMAに参加してない、佐々木 昭氏と鈴木和明氏は個人として参加していると6月11日、SOMA設立総会で明らかにしているそうであります。

したがって、令和3年度、令和4年度の浜地で行った収益金をSOMAの会計で処理するのではなく、原田区の夏期対策事業としての原田支部の収益として経理をすべきではないでしょうか。なぜなら、再び原田区長が、私が原田支部も担うという人が現れてきたらどうするのかということでございます。

かつて、区長さんが原田支部を受けたくない、白浜観光協会で受けていただきました。しかし、これも原田区の代理として観光協会が受けるという。いつまでも原田区がやるという形ではないわけです。SOMAという一社団法人が、誰でもつくる社団が今後永久に支部として位置づけられるというようなことは私はあってはならない、まさに浜は誰のものかと、ビーチは誰のものかという大きな疑問が生じてまいるわけであります。

地域の人々の生活の糧となるべき、その被害も利益も地域の人たちが受けるわけであります。特定の団体や特定の人のものであっては問題であることは明らかであります。飲食の売店を出して違法業者の売上げを減らせば、業者は撤退をする、こう言っている、こういう論を展開しているようでございますが、これまたとんでもない議論ではないのでしょうか。撤退をするどころか、ますます多くの方々が浜地で商売をやらせてほしいと、こういう事態が引き起こされる。かつてこういう事態が引き起こされてきたために、個人は全て手を引いていただいて、区がお店を出すんだと、支部として、しかも夏期対の支部ではなくて、区の夏期の事業として実施をする、経理をするという形で進められてまいるわけであります。

条例第5条、海水浴条例第5条3項の利用者の責務として、何人も海水浴場において夜間

または酒気を帯びて遊泳をしてはならない。浜の管理者が浜の中でビールやアルコール類を売るなど、まさに皆さん、もってのほかと言わざるを得ないと思うわけであります。

海水浴条例第11条の規定によりまして、海水浴場の管理の委託を受けた公共的団体が市長の許可を受けて海水浴場の管理運営のために行う場合はこの限りではないという適用除外条例があります。しかし、公共的な団体とこのSOMAが言えるのかと、第1点の問題であります。言えたとしても、市長がその許可を出したのか、当然、海水浴条例の中には審議会等がございます。きっちり審議をして、その結果をもって許可を出さなければならないことは明らかであります。

許可も出していない。しかも海水浴場の管理のために、ビールやアルコールを売るというようなことが管理上必要なのということは、皆さん、あり得ないではないかと思うわけであります。

お手元に資料を配らせていただきました。加藤 淳さんのこの資料によりますと、ハワイやフロリダ、オーストラリアにおきましても、浜でお酒を飲むこと、酒の瓶を開けて手に持ってもこれは禁止され、ある場合には罰金まで取られるという、こういう実態だと。健全、安全な海水浴場というのは、新宿の歌舞伎町のような事態を浜地の中で生じさせることではない、こう言っているわけであります。

次に、広域ごみ処理施設整備計画についてお尋ねをいたします。

広域ごみ処理施設整備基本計画と広域ごみ処理施設整備に関わるPFI等導入可能性業務調査は、書類として令和5年3月30日の議員に配付はされました。この計画書には、基本構想で想定されていなかった都市計画決定がどうして必要になったのか。そして、都市計画決定とはどういうもので、どのように決定がされていくのか。2年間の期間を見込んでおりますが、どうして2年間なのでしょうか。建築基準法51条のこの規定は、構想の段階にも明らかであったかと思うわけでありますが、当局の説明は、現清掃センターは、地域は準工業地域内であり、都市計画上合理的で何ら都市計画上の問題はないと、こう説明をしてまいったのではないのでしょうか。それがどうしてこんなことになるのか。開発申請とかその他の申請許可というのは本当に必要ないのか。再度調査をする必要があらうかと思いますが、どのような見解なのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、工期の2年間の延長は何のためで、どのように決定されたのでしょうか。

計画策定を委託しました委託先の業者であります日本環境衛生センターが提案し、決定したのでしょうか。その点を明らかにしてください。

基本計画において、焼却炉の建設は、まず現資源化施設、旧の焼却炉跡を令和7年、8年で解体し、建設工事は令和8年度から20%、9年度35%、10年度35%、11年度10%で完成をするということであります。焼却炉は5年、さらに資源化施設が3年がかりですということでございますので、計7年間もこの工事に関わるというわけであります。

鉄を主につくられたこの整備は、その間にさびてしまって使い物にならない。7年間もこの建設事業にけるなんていうことは、この事業は完成できないということを現に示しているのではないかと、私はこう判断をするわけであります。

令和2年3月、南伊豆地域におきます広域業務処理可能性検討資料によりますと、5社の見積りの結果、100億2,350万円でこの事業は実施するんだと。ところが、3月30日に出されたこの基本計画におきましては128億3,590万になると言っているわけであります。何でそうなるのかの根拠は、物価高だというだけの説明で、何ら具体的な説明は私には残念ながら理解できませんでした。

また、広域ごみ処理に係るPFI導入可能性業務、これは誰にやっていただいて誰がこの事業を実施するかということを決めている重要な書類であります。PFIという形で、具体的にはDBOという方式を取るんだということを既に決定をしているわけであります。

DBOというのは、施設の設計、建設、運営を民間事業者に一括発注をすると。施設整備は公設で、設計、建設は公共が建設業と請負契約で締結すると、その後、全て運営は業者に任せてしまう。いわゆる金は、市町村、公共が出すけども、その設計や、それをどう建設していくか、建設したものを誰が使うかということをして民間委託してしまおうという、こういう計画となっているわけであります。そしてその中で、DBO方式を採用するんだということを決定づけております。

そして、さらに問題なのは、4社からアンケートを取ったと。4社しかアンケートをくれなかったと。そのうちの1社を既に決定をせざるを得ないような状態になっているわけあります。なぜなら、彼らのこの書類の論理は、公設公営と比較してDBO方式がより有利なんだと。建設の運営も5%削減することができる。この5%をなぜ削減することができるかという論証もしていない。結果として5%削減できるんだと。こういう具合に言っているわけあります。

4社のアンケートのうち1社のみが5%削減をする。A社というところで既にもう決定がされているような内容となっているわけあります。焼却の建設は95億1,951万7,000円、そして資源化施設は38億2,387万9,000円だ。合わせまして133億4,339万6,000円で建設をする

としているわけであります。まさに3年前に100億でやると、建設すると言っていましたこの事業は133億という数字に膨れ上がってまいっているわけであります。当局はまさに幾らで建設しようとしているのか。

そして、この資料によりますと、一部事務組合の仕事は次のように記されております。したがって、運營業者を監視、監督することだというわけであります。技術と運営の実務を知らない職員がどうして業者を管理、監督することなどできるのでしょうか。まさにこれは官製談合、こう言ってしかるべきであろうと思います。全てをコンサルタントや業者に任せ、そして、その金額を出しさえすればいいんだという、チェック機構も利かない、既にA社というところに論理上は委託せざるを得ないような実態になっているわけであります。

こういう実態の下で、まさに官製談合と言わざるを得ないと思いますし、この事業が、1市3町の市民やごみ処理のためではなく、業者のための事業である。国県から言われてきたこの計画に基づいて、市長の覚書、1市3町の首長の覚書によって進められてきている事業であるということが明らかではないかと思います。今こそ、この事業は見直すべき事業であります。

次に、南伊豆地域広域ごみ処理計画に関する閉会中の継続審査報告が令和5年3月議会で可決されておるわけであります。

その指摘事項は、延命化と新築した場合の比較をなさい。提示されておりません。2に、現在地と比較対象のメリット、デメリットを示せ。3として、ごみの減量化・資源化推進ロードマップを作成すること。作成されたんでしょうか。4点として、脱水汚泥の焼却処理について説明をせよと。脱水汚泥を再生の肥料として、土壌改良材として使っている今日、これをやめて燃やすなどんでもないことではないかと思うわけであります。5点目として、資源化施設の先行整備及び容器包装プラスチックの処理について検討をするということが指摘をしているところでございます。

これらの指摘をどのように受け止め、どのように検討してきたのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、学校給食の無償化についてお尋ねいたします。

今日の物価高騰の折、学校給食を無償化することは、少子化対策であり、貧困対策、災害時の給食対策にもなり、何より学校における食育において意義あることであろうと思います。憲法は、義務教育は無償と言っております。国に実現を求める意味からも、下田市で実現すべきであります。どうして実行しないのか。

昨年8月から今年の3月までは、新型コロナ感染症対象臨時交付金4,400万円ほどを使って実現をしまいいりました。河津町では既に引き続いて給食の無償化を実行していると聞いているわけでありましたが、どうして下田市ではできないのか、お尋ねをしたいと思うわけがあります。

小学生725人、中学生416人、計1,141人。小学生の1食約260円、中学生310円。約6,000万円あれば実現ができるわけであります。既に250を超える自治体が実施しております。学校給食は人件費や設備費の部分は税金で既に賄われております。食材費だけが保護者の負担となっているわけであります。

文部科学省の調査によれば、学習費は学校にかかるものだけで、小学生が約10万円、中学生が17万円であります。小学校の給食平均は1か月休みで11か月、4万9,247円、中学では5万6,331円と文科省は言っているわけであります。下田市は4万6,200円、中学校5万5,000円ですので、全国平均より安くなっているように思います。

全国の就学援助率は14.3%、つまり7人に1人が就学援助を受けているわけであります。この点からも給食の無償化が必要であることは明らかではないでしょうか。

学童保育の夏休み中も給食はできないか、お尋ねをしたいと思います。

令和5年5月、小学校7校で686人在校生中161人が通年利用であります。23%の児童が利用していると。令和4年度の子供の出生数は66人でございます。かつて250人も生まれていたときから比べますと、まさに4分の1以下であります。したがって、1,141人の中学生は6年後には何人になるのかと。600人程度になってしまうのではないかなと思うわけであります。学校給食費の調理場の能力は1,200食からあるわけですから、これを半分にしてしまうということではなくて、このサービスを広げていくということが皆さん必要ではないかなと思うわけであります。

サービスの拡大・強化の検討が必要となってまいらると思うわけです。そういう点では、ぜひとも学童保育の夏休み中の給食等も、いろいろ手だては必要でしょうが、検討していただきたいと思うわけであります。

次に、東京大学大学院農学生命科学研究科教授の鈴木宣弘さんって方が、世界で最初に飢えるのは日本、食の安全保障をどう守っていくのかと述べております。

子供たちを突破口としてゲノム編集トマトが普及した暁には、その特許料は英国のグローバル種子農薬企業に入るという安全性が確認できていないものを日本の子供たちを実験台にして浸透させ、ビジネスモデルだと言うのだ。こうした活動から子供たちを守り、食育の環

境を整えるという意味でも、地元のおいしい有機作物を使った給食は子供たちへのまたとない食育となる。日本では格差の拡大が進み、子供の貧困問題が顕在化し、きちんと必要な食料を食べられない子供がいるという。今の給食単価位は、給食単価は。

失礼しました。拡大が進み、子供の貧困問題が顕在化していると。きちんと必要な給食が必要であると。いや、しかし、安過ぎて輸入品を使わざるを得ない。千葉県のいすみ市では、太田 洋市長の尽力によって、学校給食にも地元の有機栽培の米を使っている、通常1俵9,000円のところをいすみ市では1俵2万円で買い取っていると。これによって有機農業が一気に普及したと、こう記されているところであります。

そして、ローカルフード法及びフード条例の制定を呼びかけております。

地域の種からつくる循環型食料自給を目指す法律であります。例えば遺伝子操作されない安心できる地域の種苗を、種、苗を基に、有機あるいは環境に地域での種を取り、新種育成の支援、シードバンクの設立、学校給食に生かすローカルフード活用計画を策定し、地域自給率の向上を目指す予算の確保を提案しているところでございます。フード条例の提案について市長の所信をお尋ねいたします。

先ほど、今治市の条例が提案をしましたので、既にこういう条例をつくっている自治体もあるということを申し述べて、趣旨質問を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（中村 敦君） 質問者にお尋ねいたします。

ここで休憩したいと思います、よろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○議長（中村 敦君） 11時10分まで休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時10分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁をお願いします。

市長。

○市長（松木正一郎君） 私からは、質問の1番、白浜海水浴場における安全な運営について御答弁申し上げます。

条例違反事業者への取締りにつきましては、議員御指摘のとおり、私は、市長に就任する

前から、そして就任以来、常に念頭に置いて、そして重要な課題として取り組んでいるところでございます。

といいましても私一人でできるわけではないものですから、もちろん市の当局は言うまでもなく、夏期対の原田支部さん、それから地域の皆さん、それから観光協会ですとか警察などの関連機関、こうしたところとしっかりと協議をしながら進めました。

したがいまして、一步ずつでございますけれども、着実に進んでいるというふうに感じております。今後も関係機関との連携を強化し、積極的に各種の対策を展開してまいります。

昨年、事件が発生しまして、議員お見込みのとおり大場一家の関連でございますけれども、この事件につきましては現在公判中でございますので、コメントについては差し控えさせていただきます。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦君） 副市長。

○副市長（飯田雅之君） 私から、所信表明というところもありますが、今年の夏期対の取組の予定をお伝え申し上げます。

白浜大浜海水浴場のさらなる健全化に向け、警察、夏期対各支部にお集まりいただき、協議を重ね、私就任前の令和5年3月の夏期海岸対策協議会臨時総会において、課題解決のための議会の設置ができるよう、会則の変更を行い、下田市夏期海岸暴力団等排除部会を設置し、第1回目の会議を6月30日に開催する予定でございます。

対策としましては、無許可営業を利用しないよう明記したチラシを、バスやタクシー、宿泊施設等へ掲示を実施する予定であります。また、原田区駐車場の入り口にパトカー待機場所を設置し、警察の協力の下、パトロール強化に努めてまいります。

今後につきましても、より効果的な対策に積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中村 敦君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木豊仁君） それでは、私のほうからは、条例違反業者へのこれまでの取組、原田9組の要望事項、一般社団法人白浜OCEAN管理機構についてお答え申し上げます。

これまでの取り組みとしましては、防犯カメラの設置、市職員によるパトロールや条例違反事業者への指示書による中止の指示を行い、昨年度からは、警備員による巡回により、条例違反行為や海水浴場のルール周知徹底を図るとともに、違反行為やルールを守らない人

に対しては、個別に注意と改善措置を行っており、警察やライフセーバー等関係団体からも条例違反行為等が減少したと伺っております。

続きまして、原田 9 組の令和 4 年度要望事項に関する警備会社への業務委託の成果、海水浴場に必要の専門の人材育成と新たな制度づくり、海水浴条例の形骸化と警備担当総括者不在との指摘についてお答え申し上げます。

昨年度につきましては、神奈川県由比ガ浜等で、海岸警備の実績のある B O N D S グループに海水浴場の警備を委託し、条例違反行為や海水浴場のルール周知徹底を図るとともに、違反行為やルールを守らない方に対して個別に注意を行っております。

成果につきましては、警察やライフセーバー等関係団体からもルールや条例の違反行為が減少したと伺っており、浜地内での無届けの営業行為が抑制されたとともに、入れ墨の露出や騒音問題等についても一定の効果を上げることができたと考えております。

海水浴場管理に必要な人材としましては、救助、救護、啓蒙活動等につきましては、ライフセーバーに委託しております。また、ライフセーバーの育成につきましては、全国大会の誘致や下田ライフセービングクラブによる年間を通じての小学生から高校生を対象に育成事業等を行っていただいております。

警備につきましては、市職員によるパトロールや指示書の発出等の対策に加え、警備員による巡回を行っております。専門的人材による警備につきましては、警察官 O B の任用を検討した経過がございますが、人材確保は難しい状況にあります。健全で安全・安心な海水浴場の運営のためには、専門的人材は必要と考えておりますので、引き続き検討してまいります。

続きまして、一般社団法人白浜 O C E A N 管理機構の概要と、原田支部とする法的根拠についてお答え申し上げます。

一般社団法人白浜 O C E A N 管理機構、以下 S O M A につきましては、事務所を伊豆白浜観光協会に置き、目的は海岸の有効活用、海岸での社会貢献としております。代表理事には元市教育長の佐々木文夫氏、理事には令和 3 年度、4 年度の下田市夏期海岸対策協議会原田支部長の酒井厚志氏、監事には原田区長、伊豆白浜観光協会会長が就いております。

設立経緯につきましては、令和 3 年度、4 年度の前田支部は、特定非営利法人海クラブ伊豆、原田区、伊豆白浜観光協会の 3 者共同により運営しておりましたが、目的、事業内容、予算等を明確化し、前田支部の運営をはじめ、年間を通じての海岸の有効利用等、社会貢献活動を行っていくため、当該法人の設立に至っております。

SOMAを原田支部とする法的根拠につきましては、下田市海水浴場に関する条例第11条において、海水浴場の管理の一部を公共的団体に委託することができると規定されております。当該団体につきましては、定款の目的や事業内容、予算等を精査し、地元の団体の代表者等が役員に就いていることから、公益性等を総合的に勘案し、条例第11条に該当する公共的団体と判断しております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私からは、広域ごみ処理施設整備基本計画について4点御質問をいただいておりますので、御回答を申し上げたいと思います。

まず、1点目の基本構想で想定されていなかった都市計画決定がどうして必要になったのか、計画決定とはどういうもので、どこでどのように決定されていくのでしょうかという御質問でございます。

まず、都市計画決定手続についてでございますけれども、今回の基本計画で施設の配置等の計画の精度が高まっていくことに伴いまして、今回スケジュールとして加えております。内容につきましては、県や市の関連部署との協議を実施しているところでございまして、まだ決定手続等の必要性も含めて確認中でございます。

続きまして、2点目で、工期の2年延長については何のためにどのような決定がされたのかという御質問でございます。

整備の目標年次につきましては、焼却施設が令和9年度から令和11年度の稼働開始へ、資源化施設については令和11年度から令和13年度の竣工、そして令和14年度稼働開始ということで、それぞれ2年ほど工期を見直いたしました。その要因としましては、これは3月、5月の報告会でも「廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について」という通知を資料として提示して御説明を申し上げましたが、建設工事に週休2日制の導入など働き方改革というものが内容として盛り込まれることを求められておりまして、それによりまして工期が長期化されることとなります。

またロシアのウクライナ侵略や円安等の社会情勢の変化を踏まえ、工期について見直しを行ったものでございます。

続きまして、3点目の令和元年度の実現可能性検討資料による5社の平均額100億2,350万円がどうして120億3,590万円になるのかという御質問でございます。

こちらにつきましては、先ほど御説明にありました資料に基づきまして、ロシアのウクラ

イナ侵攻に伴うエネルギーコストの上昇であるとか、あるいは昨今の社会情勢の変化に伴いまして、資機材費、人件費等が大きく上昇したということが要因でございます。

続きまして、４点目、閉会中の継続調査報告書で指摘された事項につきまして、５点、どのように検討をなされたかということでございます。

まず、施設の延命化につきましてですが、現焼却棟の耐力、耐力というのは耐える力ですね、構造計算によりまして耐力の検証作業を行いました。建設当初におきましては、当時の耐力や構造上の基準というものに沿って建設されておりますけれども、現在の基準に照らし合わせると、これが基準には見合わないような状況となっております。その結果、改修ではこれを解決するということとはできないというような結果となっております。

次に、脱水汚泥の処理につきましてですが、南豆衛生プラントにおきまして処理方式の検討、比較検討というものを現在進めております。

また、今後、下水道部門とバイオマス資源活用の可能性に関する検討を進めることとしているところでございます。

次に、資源化設備の先行整備についてですが、施設整備基本計画の施設整備方針に記載されてございますけれども、手順として焼却施設、処理が最も多い焼却処理のための施設と資源化施設、これを順次段階的に整備することで、整備期間中のごみ処理に支障が生じないような計画というふうにしているものでございます。

また、プラスチックごみの処理については、資源化施設において処理ラインを整備して資源化を進める計画としているところでございます。

それ以外の事項につきましても、今後、順次検討をしていくこととしております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 教育長。

○教育長（山田貞己君） 私のほうからは、給食費の無償化についてお話し申し上げたいと思います。

昨年度、本年３月の議会でも沢登議員のほうから給食の無償化につきまして御意見をいただいております。食育という観点でも、給食の意義をお話しさせていただきました。保護者負担軽減ですとか給食の大切さという面で非常に貴重な御意見をいただいたと思っております。

３月時点での永岡文科大臣は、給食が提供されている子供もいれば、お弁当対応で全く提供されていないという地域もあるということで、実態を把握しながら相当綿密な議論が必要

だというふうに言っていたましたが、県についても今のところ具体的な動きはないとこちらは受け止めております。

下田市としては、前回の議会でもお伝えしましたが、子育て家庭にとっては負担増を求めることにならないよう、各学校長、それからPTA会長で構成する学校給食審議会の御理解もいただきながら、令和5年度につきましては、子育て支援基金を活用して食材価格等の値上がりへの対応を行うということで、これまでどおり、現行の給食費の維持に努めているというところでございます。

給食費の無償化については、限られた財源もありますので、その中で子育て世代に対する支援策として最も効果的で優先すべきものを精査していく必要があるというふうに考えております。

夏休みの学童保育給食のサービス提供等につきましては、担当課長から申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木雅昭君） それでは、私からは、夏休み中の放課後児童クラブへの給食提供とローカルフード条例の関係についてお答え申し上げます。

まず、放課後児童クラブでございますが、放課後児童クラブは、保護者の就労等により昼間家庭にいない小学生を対象といたしまして、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えるために開設をしております。夏休み等の長期休暇中には午前8時30分から午後5時30分まで開所しておりますけれども、利用に当たりましては、保育料やお弁当の持参を保護者をお願いするといった受益者負担を原則としております。

また、放課後児童クラブで給食を提供しようとした場合、夏休み期間中であれば、その期間中の調理や配送等に係る人材や施設の確保、さらには受入れ施設、受入れ側の施設の準備などが必要となりますことから課題が多く、現時点では現実的ではないというふうに考えております。

次に、ローカルフード条例の検討をということでございますけれども、地産地消といった意味におきましては、令和5年度、下田市の学校給食賄い材料費につきましては、通常食材とは別に地産地消分といたしまして400万円確保し、ふるさと応援寄附金を利用いたしまして地域の食材を取り扱うようにしております。農産物直売所や漁協をはじめ、地域食材を取り扱います地元企業より食材を仕入れて給食に提供しており、今後も幅広い地域食材を学校給食に取り入れてまいりたいと考えております。

議員御指摘のローカルフード法案ですとかローカルフード条例の検討につきましては、今後、国会におけます法整備の動向ですとか先進自治体の取組を研究してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 海水浴条例から頼みますが、これは、ごめんなさい、先ほど大場一家をオオバと表現したようで、間違いですので、これは市長が言うようにダイバー家ということでございますので、訂正をさせていただきますが。

やはり夏期対の支部長を昨年やられた酒井さんが威力業務妨害ということで告訴をして公判中だと、こういうことであります。しかし、根本のところはそこにあるのではなくて、具体的にはリバイバルやドルフィンという業者を使ってみかじめ料を取っているという、こういうことが明らかになってきているわけですので、ぜひともこれは法的な措置も取らなければならないと思うわけです。ここについての所信や見解が全く市長及び副市長からもいただいておりますので、そういう検討をするのかしないのか、ぜひ検討していただきたいと思いますが、再度お尋ねをしたいと思うわけであります。

そして、中止の指示や等々をしましても、具体的に条例で定められております違法の実態というのは、先ほど配りました写真からいっても何ら変わっていないわけです。道路上にはパラソルやボンボンベッドを置いて、浜の中に置いて、このような軽トラで実施をしているというこの実態は少しも3年前あるいは4年前と変わっていないという状況ではないかと思うんですが、これをもってBONDSの効果があつたとか、大分、違法業者の取締りが進んでるんだと、こういう評価を観光課長はされているようでありますが、私の見るところ、佐々木議員がいればこの質問をしたかったんじゃないかと思うんですが、佐々木清和議員提供のこの資料によれば、全く変わっていないという実態が明らかではないかと思うんですが、その辺はどうなのかと。

やはり違法業者をきっちりと取り締まっていくと、浜から排除していくという、この観点がどうして取れないのかと。人材がないから駄目なんだと。県警の、下田署の所長さんが顧問にもなっているわけですので、そういう体制がどうして副市長、取れないのかと。排除をしようと。

やはり、加藤 淳さんって人からの援助もいただいて、そこに書いてあるわけですけども、外国の例を出してるわけですが、この方はこのライフセーバーという、そういうことだけで

はなくて浜全体の管理をすると、警備もするというような形が諸外国ではなされていると。州立ですので、下田の自治体との比較というのは単純にはいかないとは思いますが。

そういう形で、浜の管理をする職員を事務職だけで充てて、それで体制が取れるなんてことにはならないわけです。夏期対の中でライフセーバーを雇っておりますように、やはり市としても、浜の管理ができるような方々をきっちりと市の職員として雇って排除をしていくという、この体制をつくらなくてこの問題が解決できるなんてことはあり得ないわけです。私はそうと思いますが、どう考えるのかと。

それから、先ほどSOMAですか、ソーマとかというような言い方で表現されておりましたけども、これは全く個人的な組織ではないでしょうか。私はそう思うわけです。

かつて白浜観光協会の宝田さんが区長になって、区長として・・・今度の佐々木さんって方は、区長としての仕事はやるけども、浜のほうの管理はできませんよと、こういう経過を踏んでるわけですので。それは、やはりそういう意味では、区長として浜の管理もするという、こういう人が出てくるんだと、こういう想定をしないほうがおかしいんじゃないかと思っています。

一般財団法人の中には、私の持ってる資料の中では、議長である中村さんが理事長に名前を連ねておりました。先ほどの報告の中では中村さんの名前はないと、こういう具合になっていようかと思いますが、設立法人のこの資料を見ますと中村議員の名前が出ていたと。これは、兼業禁止、議員の兼業禁止に当たるので問題だと、こういうことを申し上げました。したがって、辞退をされたのかもしれませんが、その経緯はどうなっているのかと、明らかにしていただきたいと思うわけであります。

そして、令和3年、4年の浜地の中で、支部、SOMAで、SOMAと言ったらいいんでしょうか、支部と言ったらいいんでしょうか、営業をすると、ビールまで売ると、こういうようなことは、誰があっても、条例に照らしてもおかしいんですから。

夏期対の本部というんでしょうか、事務局としてきっちりそういうことは訂正をさせるということが必要ではないかと思いますが、これらの答弁は全くいただいていないと。それとも、そんなものは問題ないんだと、これで進むんだと、こういうことなのか、明らかにしていただきたいと思っています。

順番に質問していきたいと思いますので、とりあえず海水浴場の問題についてお伺いします。

○議長（中村 敦君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木豊仁君） それでは、私のほうから順にちょっとお答えさせていただきます。

まず、昨年の威力業務妨害事件、昨年の事件を受けての公判につきまして、法的措置の検討につきましては、現在も公判中であるため、コメントはしませんが、申し訳ございませんが、差し控えさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○観光交流課長（佐々木豊仁君） はい。

〔発言する者あり〕

○観光交流課長（佐々木豊仁君） 中止の指示を出しても実態は変わらないということでございますけれども、昨年の威力業務妨害事件を受け、警察とも連携しながら、複数回にわたり協議を重ね、下田市夏期海岸暴力団排除対策部会等を設置するに至っております。

今後の活動につきましては、オフィシャルのレンタル利用を促す注意喚起のチラシを、バス、タクシー、宿泊施設等の掲示や、海岸にのぼり等の掲示による広報、また原田区駐車場入り口にパトカーの待機場所を設置し、警察によるパトカーのパトロール強化を努めます。

また部会には、下田警察署から署長を顧問とし、地域課長、刑事課長、交通課長、生活安全課長が部会員となっていることから、様々な観点から御助言をいただき、効果的な対策を今後講じてまいりたいと考えております。

続きまして、ライフガード、浜の管理をする職員、人材の確保についてですけれども、先ほど答弁したとおり、過去にも警察等に警察OBの任用を検討した経過がございますが、人材の確保は難しい状況でありました。現在の警察とも協力関係が非常に密になっておりますので、今後の警察等にも引き続き依頼をしながら検討していきたいと考えております。

続きまして、SOMAが個人的な組織ということでございますけれども、SOMAにつきましては、公共的団体として定款の目的や事業内容、会計、組織、地元区等の関連性など、その公益性を勘案して総合的に判断しております。また、弁護士、顧問弁護士にも相談したところ、公共的団体に当たると見てよいとの回答を得ております。

中村市議が設立理事となっている件でございますけれども、現在は既に辞めているとの報告を受けております。

〔発言する者あり〕

○観光交流課長（佐々木豊仁君） 5月の26日の総会において辞任をしているとの報告を受けております。

続きまして、令和３年度、４年度に任意団体として営業しているという関係でございますけれども、浜地内での営業行為につきましては、下田市海水浴場条例に関する条例施行規則第５条の規定により、許可しております。昨年度につきましても、原田支部から許可申請書を提出され、許可書を交付しております。他の支部につきましても同様の対応をしております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 質問したことにきっちり答えていただきたいと。

当市として、下田市として裁判を起こす必要があるんじゃないかと、そういう検討をしてほしいということを言ってるわけです。酒井さんの裁判のことを言ってるんじゃないんです。

それから、許可証を出したというのであれば、その許可証をいつ出したのか、後ほどその許可証を提出してください。

そして、この実態から言いますように、ちっちゃな小屋を持ってきて、浜の中で、ラムネだけではなく、ビールや食べるものも提供しているわけです。当然、保健所の許可等も必要になってくる。こういう商売を浜地内でやってるわけです。そういう許可証をきっちり事務局として管理して許可をしているのかどうなのか、併せてこの点はお尋ねしたい。

どう考えても、今の常識的に考えても、この条例上から考えても、浜地内でアルコールを売って利益を上げると、そのことが暴力団の排除につながるんだというのは、こういう論理はきっちりと駄目だと。やはり不法営業者を浜地から排除をしていくんだと、この姿勢を当局に求めたいと思いますが、こういう姿勢は全く今年度も取ろうとしてないのかと。BONDSがそういう対応ができる団体ではないという、条例上からいっても職員じゃないわけですから。その点について、副市長はどのようにお考えで、どのようにしてこの浜地から暴力団を排除しようという方向の指導をされようとしているのか、お尋ねしたいと思います。ぜひともそういう方向で御検討いただきたいという要望を兼ねて、御質問いたします。

○議長（中村 敦君） 副市長。

○副市長（飯田雅之君） 議員のほうから御指摘いただいた件でございますけれども、まさしく海水浴場の安全・安心を実効性高く進めるために、先ほど御説明しましたとおり、私就任前でございますが、３月の臨時会の中で対策部会を立ち上げるということになっておりまして、６月30日にまず第１回目の会合があります。

そこにはこれまで連携を取ってくださった関係者の皆様が御参画いただいて、特に警察な

どから、通り一遍の話ではなくて、現地においての毅然とした態度であるとか、そういった部分もきちんとコーチングを受けるようなところも、テーブルで集まってしゃんしゃんということだけではなくて、いろんな指導を賜りたいというのを部会長の私からもお願いを申し上げて、また今後の活動のほうにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） よろしく願いをしたいと思います。

それで、そういう意味では、原田9組の加藤 淳さん等の御意見は、海水浴条例で取り締まるというような事態ではないんじゃないかと。白浜原田の夜間の状況というのは、アルコールを飲んで大きな声を出してる、あるいは花火を上げると、こういうことですので、住民の生活圏を保護する、そういう意味での規制といいますか、条例が必要ではないのかと、海水浴条例で全てこれらのものを規制するというようなことは到底できないんじゃないかと、こういう指摘をしているわけですが、これらについては全く御答弁をいただいていないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、住民の生活圏を保護する規制等についてお答えいたします。

下田市では、庁内検討プロジェクトチームをつくりまして、観光交流課だけでなく、建設課、防災安全課、教育委員会等で委員会を立ち上げておりまして、そこにおいて、白浜だけでなく、市内の海水浴場及びその地域の周辺の課題について検討し、対応策を検討しております。

引き続き、それらの案件につきまして検討して、また今後そういった規制等にどのような形がいかを引き続き議論してまいります。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 次の広域ごみ処理問題に移りますが、建築基準法51条に基づいて建築確認が必要だと、その1項があるわけですね。

そして、それについて、2年間のスケジュール表の中では、2年間、この許可を得るために必要だと、こういう具合に言っているかと思いますが、担当課長の答弁ですと、今協議中で何がどうなってるのか分からないみたいな御答弁をいただいているわけですが、

これは当然、上に中学校や認定こども園があると。そういう施設と焼却場の施設がマッチしてるのかどうなのかと、都市計画上問題があるのかないのかと、こういうことが審議されるということになるかと思うわけです。

当局は、先ほども言いましたようにずっと都市計画法上の問題点はないんだと。まさに僕に言わせれば、議会でうそを言ってきたんじゃないのかと。そして、基本計画になったら突然、この都市計画法上の決定が必要だと言ってきたと。そして、それがなぜ必要なのかも今、県や担当者に問合せ中で詳細は分からないと。こんなことで事業を進めていいのかという具合に思うわけです。

私の見解から言えば、それは当然、下田市の都市計画であろうかと思いますが、事業主体は1市3町が実施をするという、こういう仕組みになるわけですので、大変複雑な都市計画法上の決定を得なければならないと。当然、下田市の都市計画審議会の決定も必要かと思いますが、県の審議会の決定が必要だと、こういうことになるかと思うんです。

実態的にこの計画が御破算になる可能性というのはないのかと。場所が悪いよという結論を市民が大きな声をさらに上げていったらどうなるのかと、どう考えているのかということをお尋ねしたいと。

それから、生活環境影響調査がやがて出されようかと思いますが、生活環境影響調査は4年、5年で、今年度で進めてきて結論が出るわけですが、この予算は下田市が実施をしてきたわけではないかと思いますが。1市3町のこの組織というのはまだ出来上がっていないわけですから、下田市が各町から負担金を頂いて、下田市がこの事業を実施すると、こういう形になっていようかと思いますが、この生活環境影響調査の意見書を一部事務組合のほうでやるだというようなことが議決されておりますが、下田市との関係はどうなるのかと、これらの点も全く御説明をいただいていないと思います。

100億が約128億になるという説明もしましたが、一番の肝心のところは、PFI等の導入可能性のこの文書だと思うわけです。全て民間に委託してしまうと。その文書は133億円だと、こう言ってるわけです。どうして128億円、133億円のこの大変な数字の違いが出てくるのかと。

課長は、ウクライナの戦争があったり、この週休2日制の実態、働き方改革のせいだと、こう言っておりますが、これはまさに取ってつけたような理由であって、この事業を7年間かけてやろうと。しかもまだ都市計画のこの計画の内容も取れていないと。

○議長（中村 敦君） 残り5分です。

○12番（沢登英信君）　あるいは、ほかの許可も必要になってくるのではないかと思います、全く答弁をいただいていないです。質問したことの答弁をまずいただきたいと思います。

○議長（中村 敦君）　環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君）　まず、都市計画についての御質問ですけれども、今、議員が御指摘いただいたように、関連部署、関連法令を含めまして非常に複雑な手続が想定される可能性もあるということで、現在、関係機関と共に調整をしているところでございます。

それから、生活環境影響調査につきましては、下田市一部事務組合が設立前ということで、御承知のとおり、市の、下田市の予算で措置をいたしまして、1市3町で負担金を頂きまして実施をしているところでございます。

それから、P F I 調査についての御指摘があって、ちょっとすみません、133億というのの根拠、私分らないんですけれども、P F I の可能性調査、また御覧いただきたいと思いますけれども、P F I の調査の中で、公設公営から含めまして公設民営、それからD B O、P F I、いわゆる本当の意味でのP F I 方式というような各方式のスキームをそれぞれ検討していく中で、結論としてD B O方式が最も今回の事業に適しているというような結論に至っております。

D B O方式というのは、長所としましては、一つの事業体にいわゆる設計と建設、それから運営を委託するというような方式でございますので、その1社が責任を持って、自らのノウハウを設計、それから施工に生かして運用していくというところが大きなメリットというふうに言われております。

それから、短所としましては、D B O方式ですと、一部事務組合等の事業体を設立しなければならないであるとか、これ、いわゆる公共が資金を調達して所有するということになりますので、いわゆる民間の本当の意味でのP F I 方式と比較しても大胆なコストカットというのは実は難しいというようなところもデメリットとしてはあるところでございます。

そういった中で、D B O方式が最も適した例ということで調査としては結論がつきまして、それでもって今後、D B O方式を基本ということで進めようということで事業のほうは進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君）　市長。

○市長（松木正一郎君）　せっかくの御質問ですので、市長としてどういうふうに考えてるかということについてちょっと補足したいと思います。

今、課長が申し上げましたように、都市計画決定につきましては、必要に応じてやるということになります。

まずは、この計画をしっかりと詰めることが必要で、この計画を詰めるその過程の一つとして環境に対する影響を今調べているわけです。こうしたものが整って初めて計画の内容が一つずつ明らかになると。処理量は幾らぐらいになるのか。バッファゾーンと呼びますけれども、緩衝地帯をどういうふうに置くのか。

これまで下田の、昔の下田のまちの谷筋に引っ込んだ奥のほうにごみ焼却場をもともと建てたわけですね。それが昭和だったと思うんですけども、やがて、その後、改築も、改築というのでしょうか、中の施設を更新したりしています。その上のほうの敷根のエリアにその後、開発がなされ、小学校、中学校の移転だとか、こども園と、ここに今できています。このとき、恐らくごみ焼却場の上だからという議論が一部にはあったんだろうと私は推測します。それでも大丈夫だろうというふうに判断して建設がなされたというふうに感じています。

そういったところで、今度は規模を、弱小市町村がみんなで集まって現在の規模並みにしようという、言ってみればリサイクルの推進を図って、それで現況よりもひどいようにしない、しかも施設を更新して全く新しい環境にいい性能のものをつくろうとしているわけでございます。

ごみ処理というのは、自治体としては、本当はかなり苦しい問題ですので、一般にですよ、一般論としては先送りするということがよくあるんですが、私どもはもうここは逃げずに、むしろ攻めの姿勢で、環境改善するぐらい、あるいは景観もよくする、そういった意識で取り組んでおります。

今の暮らしの質をなるべく落とさないで環境面はしっかりする、かつコストダウンを図るという非常に困難なこの問題に広域的に取り組むというのが現在の姿勢です。こうした姿勢は、現在、世界を、世界中で行われていますSDGsの思想と通底しているというふうに私は思います。

従来型の大量生産、大量消費、そして大量廃棄のような、そういう時代から私たちは脱却して新しい時代を切り開かなきゃならない、このために職員一同、さらにはほかのまちとも協力し合って、知恵を出し合っているところでございます。

議員の様々な知識がございましたらまた頂戴したいと思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 市長からいただきましたけども、それぞれ必要に応じて検討をしているということではなくて、既に都市計画決定につきましては、建築基準法51条において、確認をしなきゃ、建築確認をしなければならない事項として法的に定められているんです。にもかかわらず、それを実施していないと。しかも、基本構想においてはそういう必要はないんだと当局は言ってきたということであります。

それから、全く今、市長が進めております1市3町のこの事業はSDGsにふさわしくない。ごみを燃やすという方向は世界の方向ではございません。日本の方向でもない。ごみを燃やさないで処理するという方向に今大きくかじを切ろうとしているときに、133億ものこのお金がどこから出てきたか分かんないという課長の答弁ですが、先ほど提出したPFI等導入可能性の資料の中に、後ろから3ページぐらいぱっぱと開いてみてください。そこに数字がちゃんと書いてあります。その資料も読んでなくて、133億がどこから出てきた、これではちょっとおぼつかないというか、事業をやめたほうがいいんじゃないですか、こんな事業。検討もされていない、SDGsにも反すると。

そして、7年間でつくって何年稼働するんだと。20年しか稼働しないという、こういう論理展開ではないですか。133億かけて20年であれば、6億6,000万円以上の金を年間消費すると、建設するだけで。そして、焼却炉を運転するのに毎年6億ずつ金をかけると。12億もかけてきているわけです、1年間に、新築するのは。

それは、下田市が全部持つわけじゃないよ、1市3町で持つんですよ。4で割ったところで約半分近くを下田市が負担するということになれば、現在4億円程度で済んでいるごみ処理費は、6億を超える費用を毎年々、20年間で、しかも7年間かけて20年間しか使えない資料をつくるなんてとんでもない計画を発表してるんですよ、市長。そんなことは分かっているんじゃないでしょうか。

それで、更新が利かないんだ、改築が利かないんだということを先ほど言いましたけども、確かに奥屋、建物は41年ですか、たってますので、ひび割れ等々してますが、中の機械は15年しかたっていないわけですから、それが更新できないなんてことがあるはずがない。建物が古ければ、建物の奥屋を1億円も出せば十分できるわけですから、改築をして、今後10年間、今のものを使ってごみを燃やさない方式を実現していくということが必要ではないでしょうか。

既に2年間延長しているわけですから、具体的には11年までは何らかの形で今の焼却炉を

使うということです。当局は長くても30年と、こう言ってますが、今の当局の計画からいきましても今の炉を45年近く使うんだということを自ら言ってるわけです。にもかかわらず、改築はできないなんて。使えないものを5年間も長い間使うという、こういう訳の分からない答弁を当局は、市長、してるんですよ。

○議長（中村 敦君） 残り1分ですので、まとめてください。

○12番（沢登英信君） こういうことから言えば、これはもう一度きっちりと考え直す必要があるかと思いますが、市長の見解を再度、市長にお尋ねをしたいと思います。管理者である市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） ちょっと話がそれますが、過去、道路が日本は十分じゃなかったんで、道路整備というのを特定財源で一生懸命やっていました。町なかも一生懸命道路を広げたりなんかしていたんです。それが例えば静岡市の駅前の西武とか伊勢丹ですとか呉服町とか、そういったところに車がどんどんあふれてしまって、気がつかなかったけど、駐車場がないと、こういうふうなことになるんですね。車が増えたら当然駐車場が必要になります。その道路法に対して駐車場法というのは著しく遅れて制定されたわけなんです。

私、その当時に県庁の都市計画課におりまして、これの担当になって、駐車場をいかに各都市で整備していくのかと、道路整備というだけではないんだといったことをやった思い出があります。記憶があります。

ごみも、私たちの生活の中でどうしても発生するものです。それをどこまで抑制するのか、どうしてリサイクルするのか、それで燃やすごみはどうするのかと。これは、もう徹底的に減らそうということで現在の施設規模と同様に、1市3町になっても同じレベルまで落とそうということでみんなで工夫をしてきたわけです。

こうなりますと、ごみを持ち込められる量というのはこれまでとほとんど同じというふうに考えているんですけども、その袋にも、今、燃えるごみと書いてあるんですけど、これはよそのまちで先進的なところでは、燃やすしかないごみ袋と、こういうふうに書いてあるそうです。私たちは、こういうふうにその意識を変えて、暮らしを変えてSDGsのまちを目指すと、こういうふうなことを申し上げています。

施設規模を、したがいまして、小さくすることができて、学校とちょっと似てるかもしれないんですが、私たちは工夫をすることで、二酸化炭素の量をとにかく抑えようと、そういうふうなことを、広域的に今チャレンジしてるところでございますので、その辺についてぜひ

御理解を頂戴したいと思います。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 生活環境影響調査につきましては、夏、ちょっと時期的なものでは明言できませんけれども、説明会、それから縦覧等の手続きが組合において行われる予定です。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（中村 敦君） 答弁漏れございましたら、答弁漏れとして指摘してください。

〔発言する者あり〕

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） ただいま申し上げたとおり、組合のほうにおいてそういったてもろもろの手続きが行われます。当然、下田市も含めてほかの3町についても協力体制は敷いていくというようなことでございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。15秒です。

○12番（沢登英信君） 15秒。

この事業を、市長、進めていきますと、これは私の見解ですとまさに官製談合です。市長の手が後ろに回るといふ、こういう事件に発展をしていく可能性を十分に持っているわけです。その点を十分審査、吟味して、このような進め方でいいのかどうなのか、きっちりと検討していただいて、終わりたいと思います。見解があればお答えください。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） せんだって行われました一部事務組合の議会、これ、沢登議員もちょっと出たり入ったりあったかもしれないんですが、そこで議論があったんですけども、アドバイザー会議をやってその第三者の視点を入れようと。これによって事業者選定をしっかりと透明な、そして公正なものにしようというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） これをもって、12番 沢登英信君の一般質問を終わります。